



〒364-0003 北本市古市場 1-36
 TEL/FAX 048-591-5762
 携帯 090-8848-8465
 Email tatsumi3@gmail.com
 URL <http://www.7b.biglobe.ne.jp/~oshimatatsumi/>

1965年北本生まれ。
 北本市立中丸小学校、北本市立東中学校、埼玉県立不動岡高等学校、東洋大学経済学部卒業。
 三国コカ・コーラボトリング入社。その後、経営コンサルティング会社、投資顧問会社勤務。
 衆議院議員公設秘書を経て2011年より北本市議会議員。現在2期目。

北本を消滅させない！

安心・安全なまちづくり
 財政の健全化
 行政改革の推進

日頃よりあたたかいご支援をいただきありがとうございます。12月議会は、「公の施設の指定管理者の指定について」や「平成29年度北本市一般会計補正予算（第5号）」などを審議しました。

【平成29年12月議会トピックス】

○議案第86号、財産の取得について

本議案は、深井スポーツ広場を公有地化するものです。提案に至った経緯としては「平成27年11月に公園全体の約65%を所有する地権者から、相続に伴い今後は自己所有で維持することが難しく、土地の売買も視野に入れている旨の相談を受けた。これに伴い、子育てやレクリエーションなど様々な市民ニーズに対応した豊かな住環境を将来にわたり確保するため、深井スポーツ広場の公有地化を図るもの」とされました。

しかしながら、委員会審議の過程で提案に至った経緯が事実と異なることが判明しました。具体的には、公園全体の約65%を所有する地権者は法人であり、法人には相続がありませんので、相続に伴うということが虚偽の説明ということになりました。そのようなこともあり、委員会では全会一致で否決、本会議でも賛成少数で否決となりました。

私は反対しましたが、本会議の討論で述べた理由は以下の通りです。

「虚偽の説明は言語道断です。ただし、相続の有無は、本議案の財産の取得の判断に直接的に影響を与えるものではありません。問題なのは、物事の本質についての認識が不十分であるにもかかわらず、表面的な財産の取得ありきで事業が進められていることです。

緑の基本計画では、借地公園の公有地化の検討

が記載されています。それに対し、公共施設等総合管理計画では、公共施設を半分にするとしてしています。一方で、都市公園法では、公園の設置基準が定められています。これらの条件を勘案し、今後の北本市にとって深井スポーツ広場の機能が必要なのかどうかという点について、まずは意思決定がなされなければなりません。すなわち、広さ約12,000㎡で野球やソフトボール、グラウンドゴルフなどができ、災害が発生したときには、非常用の対応ができる土地が、今後の北本市にとって必要かどうかということです。この点を明確にすることが、全ての基本になります。

そして必要であるというのであれば、その場所は現在の深井4丁目でなければならないのか。別の場所でもいいのであれば、そのような機能を満たす土地があるのか。そのような土地があるのであれば、購入および整備に2億円かかるのか。2億円かからないのであれば、その土地の購入に当たり地権者の同意を得ることができるのか。このように検討を重ねた上で、取得するのか、それとも取得しないのかについて意思決定すべきです。当然、深井4丁目について検討するにあたっては、現在の地権者との信頼関係や、過去からの実績について考慮することは言うまでもありません。

現状の説明においては、これらの点が明確になっておらず、ゆえに財産の取得を判断するに十分な情報が整っているとは言えません。よって、本議案に同意することはできません。」

大島たつみの一般質問より（抜粋）

1. 市長の情報発信について

（問）市長がツイッターを利用されている目的は。

（答）（市長）北本市の魅力を知ってもらいたい、そして新たな人を呼び込みたいという思いで、今年の9月 28 日からツイッターを利用しております。

（問）市長にとってこのツイートを見てもらいたい人は誰か

（答）（市長）全ての皆さん方に北本市を知っていただきたいところです。

（問）私はブロックされているため、現在では市長のツイートを見るができない。市長が私をブロックした理由は。

（答）（市長）何が何だかわかりません。

（問）ブロックを無意識にやってしまう、あるいは間違えてやってしまうということはありませんか。市長はなぜブロックしたのか改めて聞く。

（答）（市長）さっきお答え申し上げたとおりでございます。

（問）速やかにブロックを解除していただくことを願います。

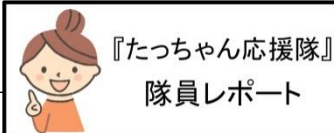
（答）（市長は全然関係ない答弁）

聞いたことに答えない、誠意のない答弁にあきれます。ブロックした意図はわかりませんが、決してやるべきことではありません。速やかに詫言ったらよかったですのと思います。

2. 法人市民税の重複徴収について

（問）平成 28 年度の法人市民税について、重複徴収の内容、発生した理由、今後の対策は。

（答）収納データの入力漏れという人為的ミスに



『たっちゃん応援隊』
隊員レポート

よりまして、既に納付されている

いまや SNS は、友人同士のコミュニケーションにとどまらず、会社や組織そして自治体の広報活動にも一役買っているのですね。皆さんも現王園市長のツイッターをチェックされていますか？

2017 年もうれしいニュース、そうではないもの、様々な出来事がありました。・・・そういえば。北本市が消滅可能性都市と指摘されて 3 年あまり。広報きともと表紙の人口のうごきが常にマイナス傾向なのが心配。

にもかかわらず催告を行ってしまいました。今後は業務マニュアルを見直し、チェック体制を強化して、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

法人市民税の重複徴収の件がホームページに掲載されたのは、報道発表から数日が経過してからです。まずは主権者たる市民に知らせるべきだということを強く求めました。

3. 民生委員・児童委員について

（問）なり手の確保の問題は起きていないのか。

（答）3 年間という長い期間であること、業務量の増加、業務の困難化等により、なり手不足が課題となっております。

（問）今後についてどのように考えているのか。

（答）民生委員の負担軽減を目的に、民生委員と福祉委員との連携を強化することや、協力員を設置することなど、民生委員活動を円滑に行っていたための下地づくりをしてまいりたいと考えています。

民生委員・児童委員は、地域の活動になくてはならない存在ですので、無理なく活躍できる環境整備が必要です。

4. 公園のトイレについて

（問）市内の公園についてトイレの整備状況、洋式便座の導入状況は。

（答）都市公園 96 か所のうち 18 か所の公園にトイレを設置しており、設置割合は 19% です。そのうち、12 か所の公園に洋式トイレを設置しており、洋式トイレの割合は 67% です。

一般質問の答弁にはありませんでしたが、総合公園のトイレについて、暖房便座を検討していただけることになりました。

【あとがき】

平成 30 年第 1 回定例会は、2 月 26 日（月）から 3 月 22 日（木）の予定です。今後も皆様のご意見・ご相談などお寄せいただけましたら幸いです。

